

臨時開催!

相続登記等相談会

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょ。

東京法務局町田出張所において、司法書士による臨時の無料相談会を下記のとおり開催します。

無料相談会では、遺産の相続や相続登記の手続について相談することができます。

なお、申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。

記

【場 所】

東京法務局町田出張所
町田市森野2丁目28番14号
町田地方合同庁舎3階

【開催日程】

令和6年7月10日（水）

午前9時から午後4時まで
（正午から午後1時を除く）

※対面相談

※予約不要。先着順に受け付けますので、お待ちいただく場合があります。

※相談時間は1回20分以内です。

【問 合 せ】

○東京法務局民事行政部調査官室
☎03-5213-1319



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

